

1 設置目的

- 政策評価に関して、各局の自己評価に対する意見・助言など、より専門的な事項について検討するため、政策評価分科会を設置する（都政改革アドバイザー会議設置要綱第5条第1項）。

2 所掌事項（分科会への付託事項）

- 政策評価における次の事項に関する意見・助言

- ✓ 各局が設定する施策の成果指標・目標の妥当性
- ✓ 各局が行う施策の自己評価の妥当性
- ✓ 施策のPDCAサイクルの推進に関すること
- ✓ 政策評価の制度上の改善点 など

※ 分科会の経過及び結果は、都政改革アドバイザー会議に報告する（同要綱第5条第6項）。

※ 分科会において検討する事項について調査を行うことができる（同要綱第5条第8項）。